



# 幼稚園・保育所・認定こども園など

## 多子世帯の負担軽減

### 3号認定保育料

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。また市民税所得割97,000円未満の世帯は、同一世帯の最年長の子ども(概ね満18歳までの子ども)から数えて2人目は上記の半額、3人目以降は0円となります。

## ひとり親家庭等の負担軽減

3号認定 保育料	階層	区分	保育料	
			標準時間	短時間
3号認定 保育料	C	市民税所得割課税額 48,600円未満	7,500円	6,700円
	D1の一部	市民税所得割課税額 77,101円未満	9,000円	8,100円

※2人目以降は0円となります。

## 減免について

保護者の収入が著しく減少したこと等(倒産、解雇等)により、保育料の負担が困難と認められる場合は、減免の対象となる場合があります。

## 副食費(おかず・おやつ代)の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まり、1号・2号認定の保育料については無償化されましたが、これまで2号認定の保育料に含まれていた副食費(おかず・おやつ代)は、実費(各施設が定める額)を各施設に支払うこととなります。(世帯状況により免除される場合があります。下表をご確認ください。)

なお、3号認定の子どもについては、従来通り給食費が保育料に含まれていますので、実費額の負担はありません。

階層		区分	1号認定		2号認定	
1号	2号		第1子 第2子	第3子以降	第1子 第2子	第3子以降
A	A	生活保護世帯	免除		免除	
B	B	市民税非課税世帯 非課税	免除		免除	
	C		免除		免除	
C	C	48,600円未満	免除		免除	
		77,101円未満	免除		免除	
D1	D1	市民税所得割課税額	97,000円未満	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)
			169,000円未満	免除 (小学校3年生までの範囲で子の数を数える)	免除 (小学校就学前までの範囲で子の数を数える)	免除 (小学校就学前までの範囲で子の数を数える)
D2	D2					
D3	D3					
D4	D4					
D5	D5					

問い合わせ 幼児課・保育係

☎095-829-1142

## 幼児教育・保育の無償化について

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

### 1 認可保育所・認定こども園・施設型給付幼稚園

#### ●保育所・認定こども園(保育利用)

**保育料の無償化** 4月1日時点で3~5歳の子ども  
住民税非課税世帯の4月1日時点で0~2歳の子ども

#### ●幼稚園・認定こども園(教育利用)

**保育料の無償化** 満3歳から対象

#### 預かり保育利用料の無償化

**在園児のうち「保育の必要性のある子ども」(※)が対象**  
●無償化されるのは、「その月の利用日数×450円」と「実際の利用料」とを比較して安い方の金額です。(上限は月額11,300円)  
(※)満3歳になって最初の3月31日を迎えるまでの子どもは、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となりますが、住民税が課税されている世帯については別途長崎市の独自補助(月額3,000円まで)が受けられます。

- 延長保育料や主食費(ごはん・パン代)、副食費(おかず・おやつ代)は無償化の対象外のため、別途支払う必要があります。
- 送迎バス代や行事にかかる費用なども無償化の対象外です。

### 〈副食費の免除について〉

**年収360万円未満相当世帯は第1子から、年収360万円以上相当世帯は第3子(※)以降の子どもについて、副食費を免除**  
(※)第3子の数え方  
幼稚園・認定こども園(教育)は小学校3年生から3歳までの子どもを数えて第3子以降の子ども、保育所・認定こども園(保育)は小学校入学前から数えて第3子以降の子どもを数えます。  
長崎市独自の取組として、年収470万円未満相当世帯は年齢制限を無くし、最年長の子どもから第3子以降の子どもを数えます。

### 2 私学助成幼稚園(国立大学附属幼稚園含む)

#### 保育料・入園料の無償化

**全ての在園児(満3歳児も対象)(入園料は入園初年度のみ)**  
●無償化される上限額は、保育料と入園料を月額に換算した金額の合計で、月額25,700円まで  
※国立大学附属幼稚園は月額8,700円。

#### 預かり保育利用料の無償化

**在園児のうち「保育の必要性のある子ども」(※)が対象**  
●無償化されるのは、「その月の利用日数×450円」と「実際の利用料」とを比較して安い方の金額。(上限は月額11,300円)  
(※)満3歳になって最初の3月31日を迎えるまでの子どもは、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となりますが、住民税が課税されている世帯については別途長崎市の独自補助(月額3,000円まで)が受けられます。

- 給食費、送迎バス代や行事にかかる費用などは無償化の対象外です。

### 〈副食費の免除について〉

上記①の〈副食費の免除について〉と同様